

条例第 29 号

宇和島市障害児等通所支援事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 27 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市障害児等通所支援事業施設条例の一部を改正する条例

宇和島市障害児等通所支援事業施設条例（平成17年条例第122号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後									
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 通所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あけぼの園</td> <td>宇和島市泉町3丁目1番36号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	あけぼの園	宇和島市泉町3丁目1番36号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 通所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あけぼの園</td> <td>宇和島市文京町3番1号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	あけぼの園	宇和島市文京町3番1号
名称	位置										
あけぼの園	宇和島市泉町3丁目1番36号										
名称	位置										
あけぼの園	宇和島市文京町3番1号										
<p>(管理及び管理の基準)</p> <p>第3条 通所施設の管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>		<p>(管理及び管理の基準)</p> <p>第3条 通所施設の管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(事業)</u></p> <p><u>第4条 通所施設が行う事業は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援</u></p> <p><u>(3) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス</u></p>									

(定員)

第4条 通所施設の定員は、20人とする。

(通園の対象)

第5条 市内に在住する障害児等で、通園して指導訓練等を受けることが適当と思われる者を対象とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の許可)

第6条 (略)

(利用の制限)

第7条 (略)

(利用料金の納付)

第8条 (略)

2 利用料金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項に定める額とする。

3 (略)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

(4) その他市長が必要と認める事業

(定員)

第5条 通所施設の定員は、24人とする。

(通園の対象)

第6条 通所施設を利用することができる者は、次に定めるとおりとする。

(1) 障害者総合支援法第19条の規定による支給決定を受けた者

(2) 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を受けた者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

(利用の許可)

第7条 (略)

(利用の制限)

第8条 (略)

(利用料金の納付)

第9条 (略)

2 利用料金は、障害者総合支援法 第29条第3項又は児童福祉法 第21条の5の3第2項に定める額とする。

3 (略)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第10条 (略)

(特別の設備)

第11条 (略)

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第12条 (略)

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用が終わったとき又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

第11条 (略)

(特別の設備)

第12条 (略)

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第13条 (略)

(原状回復義務)

第14条 利用者は、その利用が終わったとき又は第8条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他の施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。